

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部環境防災課

専門官 榎本

TEL 3591-6361 (内線3902)

TEL 3591-9819 (直通)

海上保安庁警備救難部刑事課

専門官 関田

TEL 3591-6361 (内線5403)

TEL 3591-7988 (直通)

平成19年5月2日

海上保安庁

## 平成18年の海洋汚染の現状について

油、有害液体物質等による平成18年の海洋汚染の現状を取りまとめましたのでお知らせします。海上保安庁が確認した海洋汚染の発生確認件数及び海上環境法令違反件数は昨年に比べ増加しており、依然として海洋汚染は後を絶たない状況にあります。海上保安庁では、これらの現状を踏まえ、海洋環境保全講習会や海洋環境保全教室の開催、訪船指導等の海洋環境保全の指導・啓発活動を行うとともに、巡視船艇・航空機による監視取締り、沿岸部における陸上からの取締り等、海陸空一体となった海洋汚染の取締りを行い、海洋汚染の未然防止に努めてまいります。

また、ロンドン条約96年議定書に対応した、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律等が平成19年4月1日から施行され、船舶及び海洋施設からの廃棄物の海洋投棄が原則全面投棄禁止になるとともに、「海洋投入処分許可・確認制度」の創設により、海洋投入処分可能な廃棄物についても、環境大臣による許可の下、海上保安庁長官により実際に行われる排出の確認を行っており、これらの制度の適正な運用を図ることにより不法投棄の未然防止に努めてまいります。（別添参照）

### 海洋汚染の現状（要旨）

#### 1 海洋汚染の発生確認状況

平成18年に確認した海洋汚染の発生確認件数は470件で、前年（360件）に比べ110件増加しました。内訳は次のとおりです。

- ① 油による汚染は306件で、前年（229件）に比べ77件増加
- ② 廃棄物による汚染は106件で、前年（94件）に比べ12件増加

- ③ 有害液体物質による汚染は8件で、前年（3件）に比べ5件増加
  - ④ 赤潮による汚染は23件で、前年（18件）に比べ5件増加
  - ⑤ 青潮による汚染は3件で、前年（3件）と同じ
  - ⑥ その他（工場排水等）による汚染は24件で、前年（13件）に比べ11件増加
- また、平成18年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数470件のうち、外国船舶によるものは56件（前年38件）であり、うち53件は油によるものです。

これら外国船舶による海洋汚染への対応として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、23件に対してボンド制度（担保金制度）を適用し、4件に対して旗国通報を行いました。

## 2 廃油ボールの漂流・漂着状況

平成18年は、漂流・漂着廃油ボールは殆ど採取されませんでした。油による海洋汚染件数の減少に合わせて、漂流・漂着廃油ボールの採取量も減少しています。

## 3 監視取締りの状況（送致件数）

平成18年に送致した海上環境法令違反件数は680件で、前年（621件）に比べ59件増加しました。内訳は次のとおりです。

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反は440件で、前年（366件）に比べ74件増加
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反は152件で、前年（153件）に比べ1件減少
- ③ 水質汚濁防止法違反は10件で、前年（18件）に比べ8件減少
- ④ 港則法違反は73件で、前年（68件）に比べ5件増加
- ⑤ その他は5件で、前年（16件）に比べ11件減少

## 4 投棄船舶（廃船）の確認状況

平成18年に当庁が確認している投棄船舶（廃船）は1,254隻で、前年に比べ122隻増加しました。このうち処理された船舶は、全体の約47%に当たる589隻となっています。

上記1,254隻のうち688隻に「廃船指導票」貼付による指導を行い、このうち256隻が処理されました。

## 廃棄物海洋投入処分に係る許可・確認制度について

### 1 ロンドン条約96年議定書の発効

1996年（平成8年）、ロンドンにおいて、廃棄物の海洋投棄による海洋汚染等の防止を目的とした「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）の規制を更に強化することを目的とした「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（96年議定書）が採択され、2006年（平成18年）3月24日に国際発効しました。

96年議定書は、廃棄物の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙するいわゆるホワイトリスト方式を採用しており、海洋投棄する場合は許可の発給を義務付けています。

### 2 国内法の整備

96年議定書に対応するため、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」といいます。）等について、廃棄物の海洋投入処分に関し、環境大臣の許可制度及び海上保安庁長官による確認制度の制定、廃棄物の臨時排出の届出規定の削除等の改正を行い、平成19年4月1日から施行されています。

### 3 廃棄物海洋投入処分に係る確認制度の概要

確認制度は、実際に行われる廃棄物の排出が許可条件に合致していることを事前に確認し、許可の実効性を確保することにより、海洋汚染を未然に防止するものです。環境大臣の許可を受けた廃棄物を船舶又は海洋施設から海洋へ排出しようとする場合は、当該廃棄物を船舶又は海洋施設に積み込む前に、その排出に関する計画が許可の実施計画に適合することであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければなりません。

主な確認事項は、次のとおりです。

- ① 確認申請書に添付された許可証の写しと、環境大臣から海上保安庁長官に通知された許可証の内容に齟齬がないこと。
- ② 確認申請書の排出に関する計画（排出日、排出量、排出海域等）等が、許可証の実施計画（有効期間、排出量、排出海域等）等に適合していること。
- ③ 排出に関する計画を実行する場合、運航計画が適切なものであること。
- ④ 廃棄物排出船以外の船舶を使用する場合、当該船舶の排出設備により適法に排出が可能なこと。

#### ※参考資料

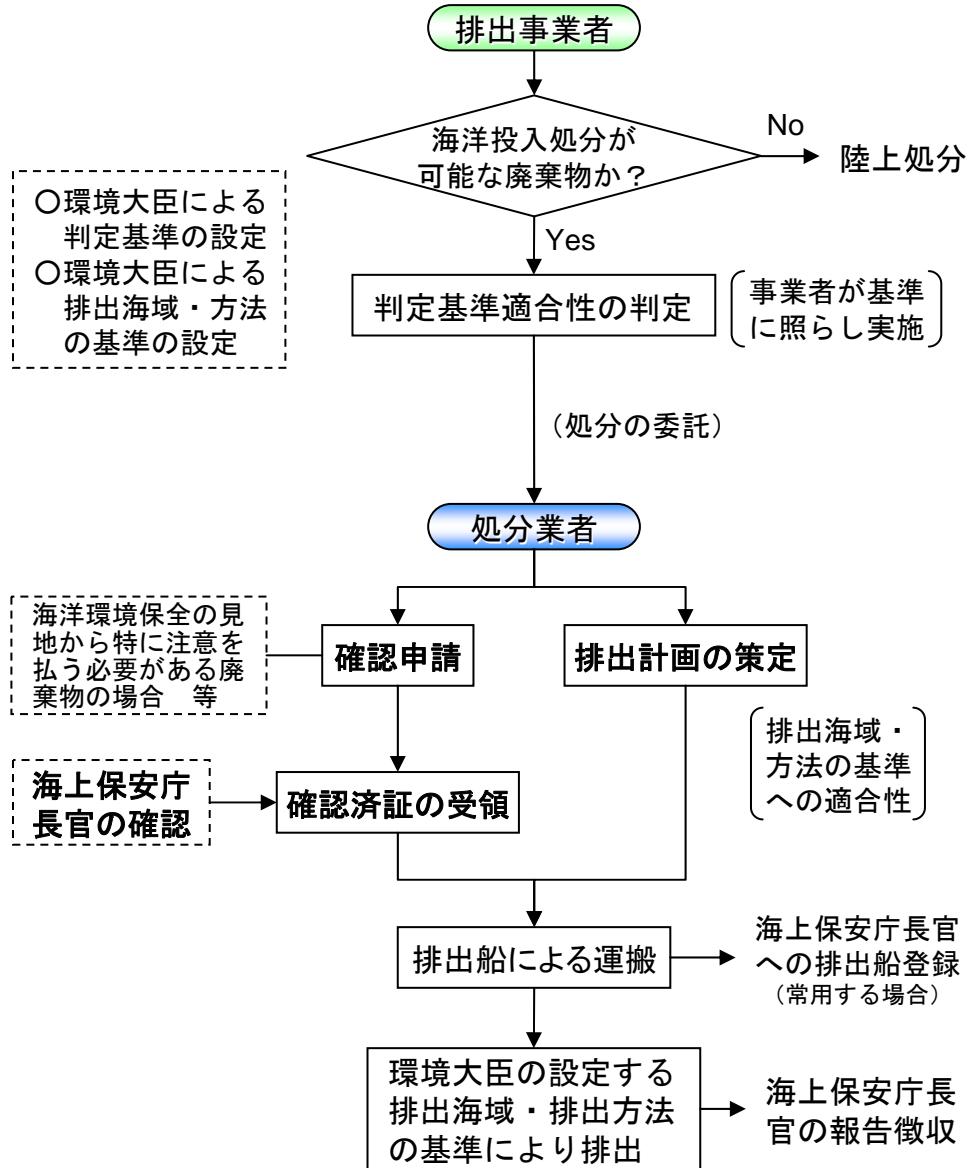
別紙1・・・廃棄物海洋投入処分に係る制度の変遷

別紙2・・・廃棄物の海洋投入処分量（平成15～17年）

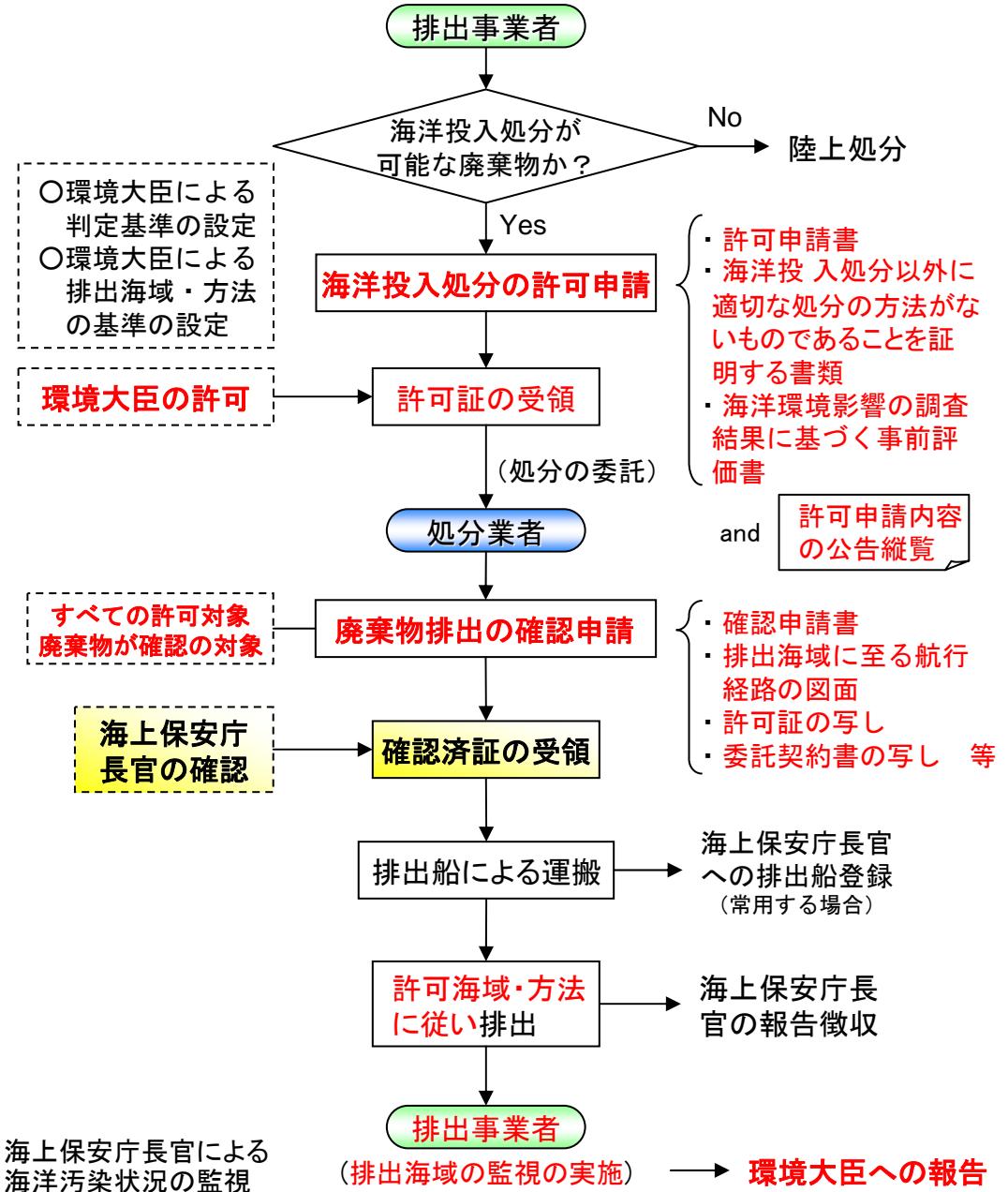
## 廃棄物海洋投入処分に係る制度の変遷

別紙1

### <平成19年3月31日までの制度>



### <平成19年4月1日からの制度>



## 廃棄物の海洋投入処分量(平成15～17年)

(単位:万トン)

廃棄物の種類		年	平成15年	平成16年	平成17年
一般 廃 棄 物	廃火薬類		0.06	0.07	0.02
	し尿・浄化槽汚泥		99.62	86.47	76.73
	不燃性一般廃棄物		0.35	0.25	0.18
一般廃棄物合計			100.03	86.79	76.93
産業 廃 棄 物	無機性の汚泥	建設汚泥	94.84	110.96	89.17
		赤泥	173.62	159.20	158.50
	有機性の汚泥		0.97	0.70	0.50
	廃酸		11.67	17.38	22.60
	廃アルカリ		0.21	0.03	0.00
	動植物性残さ		0.99	0.69	0.46
	家畜糞尿		1.56	2.54	1.15
	産業廃棄物合計		283.86	291.51	272.39
	水底土砂		657.57	968.14	424.51
総合計			1,041.46	1,346.45	773.82

- \* 各廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合があります。
- \* 埋立処分量は除きます。
- \* 不燃性一般廃棄物は、地方自治体の清掃工場のピット等において生じた汚水です。
- \* 建設汚泥は、トンネル工事(シールド工法)等を行った場合に生じる含水率の高い土砂です。
- \* 赤泥は、ボーキサイトからアルミナを精錬する工程で生じる泥状の廃棄物です。
- \* 有機性汚泥、廃酸、廃アルカリは、食品及び飲料の製造工程等から生じるものです。
- \* 動植物性残さは、食品の製造工程から生じる固形状のものです。
- \* 水底土砂の処分量には、覆砂、養浜等有効利用されるものも含まれています。

平成19年4月1日からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める一般廃棄物の海洋投入処分が禁止され、産業廃棄物及び水底土砂を海洋投入処分する場合は、環境大臣の許可及び海上保安庁長官の確認が必要となっています。



# 海洋汚染の現状

(平成18年1月～12月)



平成19年4月作成

海上保安庁

警備救難部環境防災課・刑事課

## 目 次

### はじめに

### I 海洋汚染の発生確認状況

1. 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（過去10年分）	1
2. 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成18年分）	2
3. 海洋汚染の排出源別発生確認件数（赤潮・青潮を除く）（平成18年分）	3
4. 海洋汚染の原因別発生確認件数（平成18年分）	3
5. 外国船舶による海洋汚染等の状況（平成18年分）	4
6. 平成18年の海洋汚染発生確認状況の特徴	5

### II 廃油ボールの漂流・漂着状況

### III 監視取締りの状況（送致件数）

1. 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去5年分）	7
2. 海防法違反の送致件数及び推移（過去5年分）	7

### IV 投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去5年分）

### V 油等流出事故事例（平成18年分）

### VI 海洋環境保全のための海上保安庁の取組事例（平成18年分）

### VII まとめ

### ★資料編

資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移（過去10年分）	12
資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移（過去5年分）	13
資料3 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の 排出源別発生確認件数の推移（過去5年分）	14
資料4 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の 原因別発生確認件数の推移（過去5年分）	15
資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分）	16
資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分）	16

## はじめに

海上保安庁では海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海洋環境保全推進員等の民間ボランティアの方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止を図っています。

また、衝突や船舶火災等の海難に起因する油や有害液体物質等の排出事故等による被害の拡大を防止するための活動や海洋環境保全思想を普及させるための取組を実施しています。

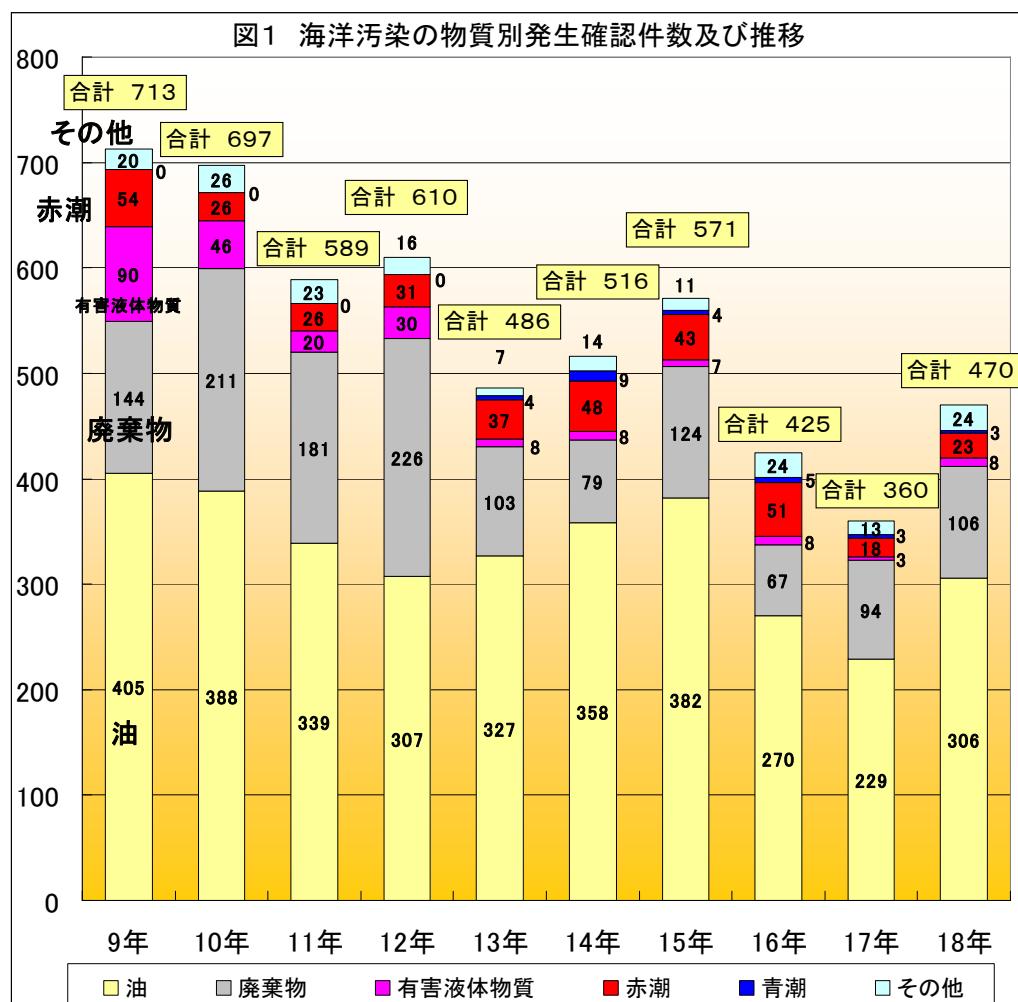
平成18年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

## I 海洋汚染の発生確認状況

### 1. 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移 (P12、資料1参照)

平成18年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は470件で、前年(360件)に比べ110件増加した。

これを汚染物質別に見ると、油による汚染が306件で前年(229件)に比べ77件増加、廃棄物による汚染は、106件で前年(94件)に比べ12件増加、有害液体物質による汚染が8件で前年(3件)に比べ5件増加、その他(工場排水等)による汚染が24件で前年(13件)に比べ11件増加、赤潮・青潮(うち青潮3件)による汚染が26件で前年(21件)に比べ5件増加した。



## 2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (P13、資料2参照)

海域別では、東京湾が77件（前年45件）と最も多く全体の約16%を占め、次いで瀬戸内海が65件（前年54件）、北海道沿岸が63件（前年47件）と続いている。油による汚染は東京湾が66件（前年31件）、瀬戸内海が41件（前年39件）と多かった。

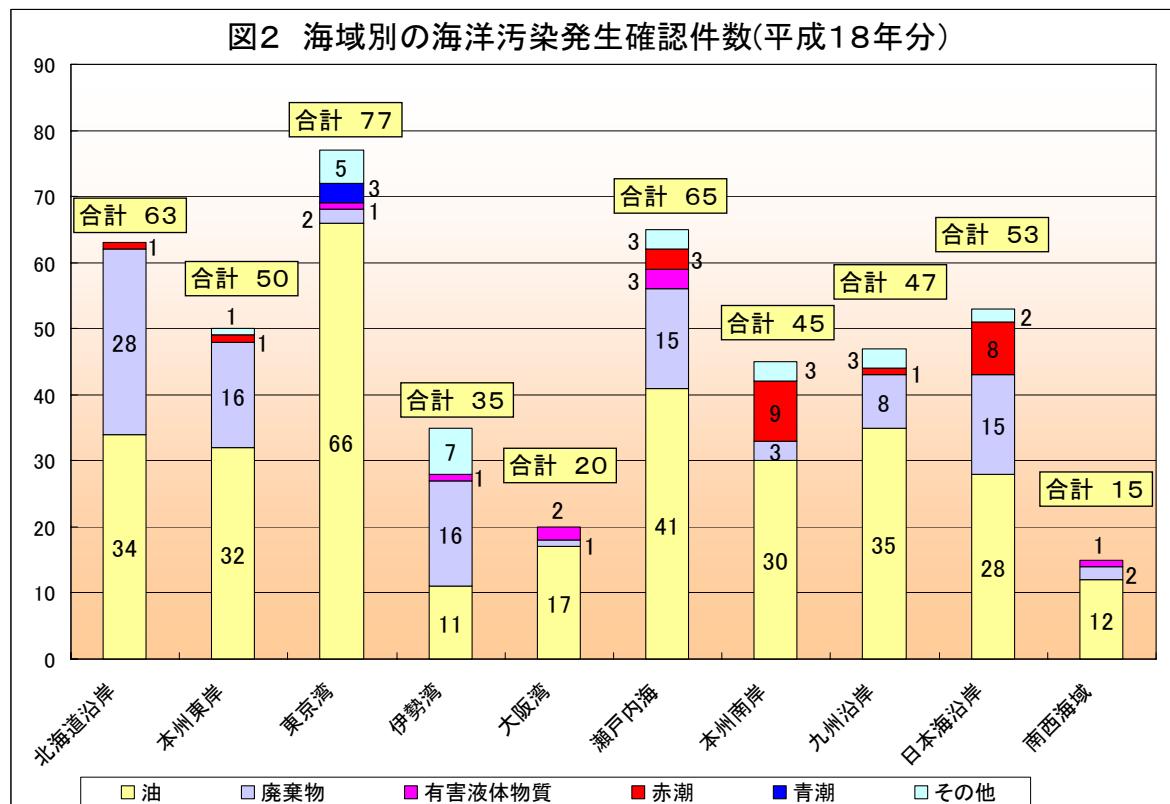
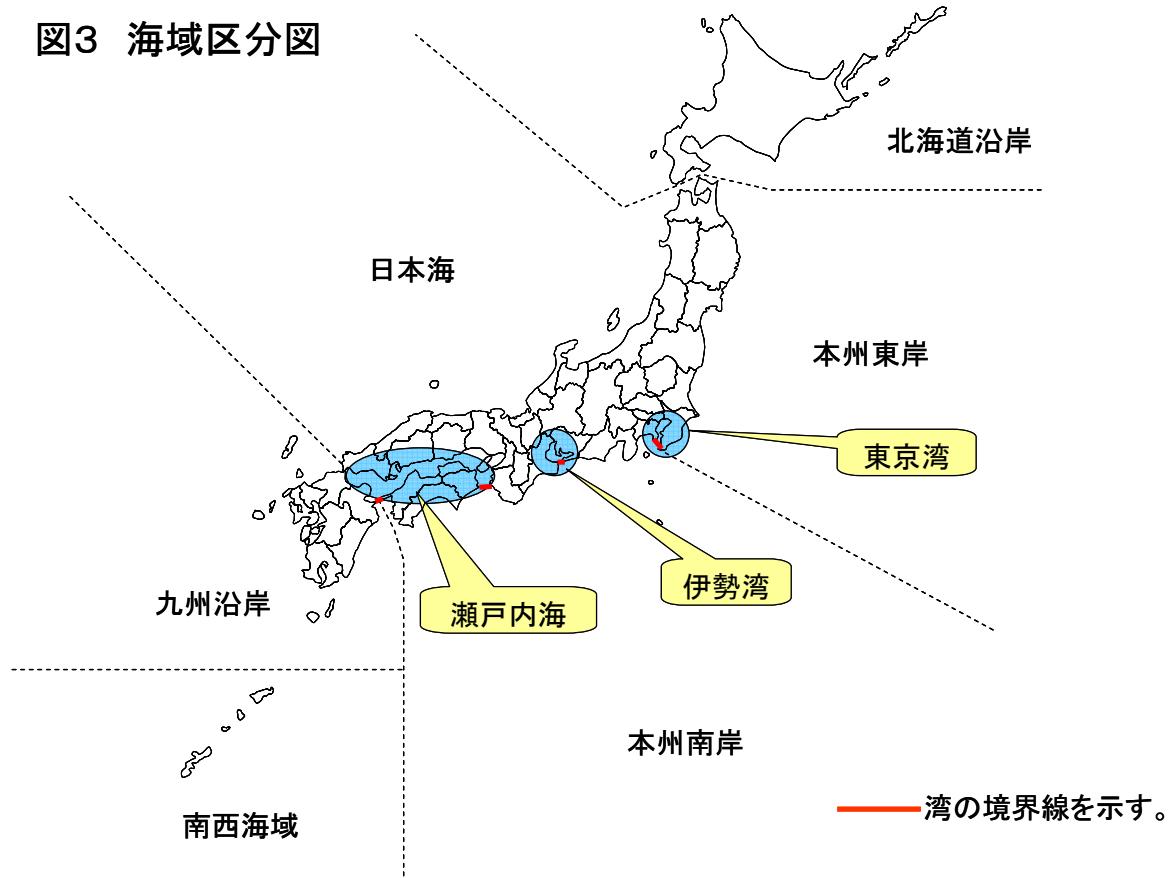
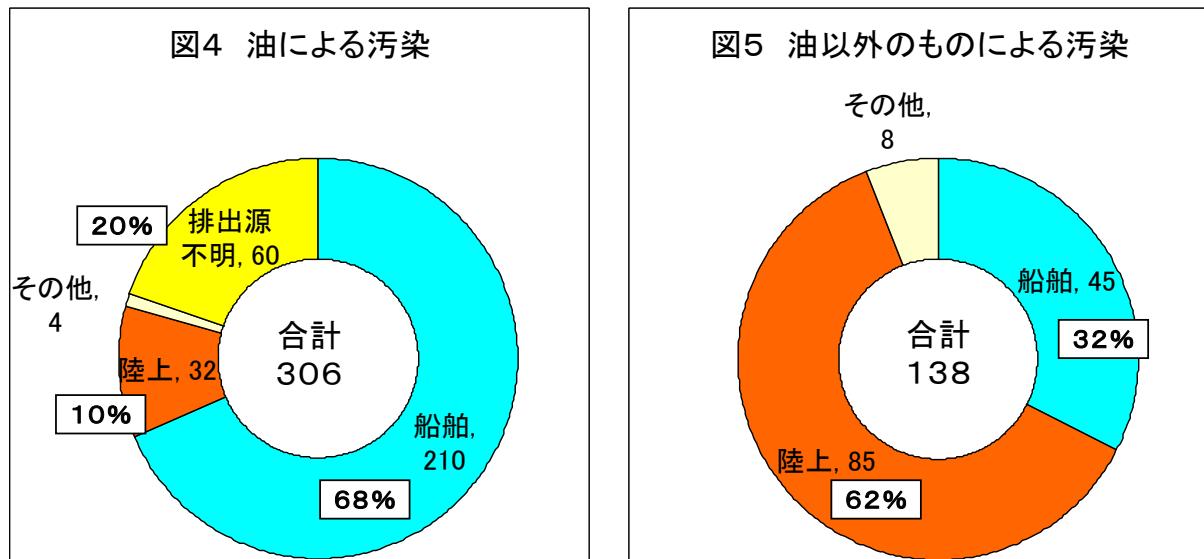


図3 海域区分図



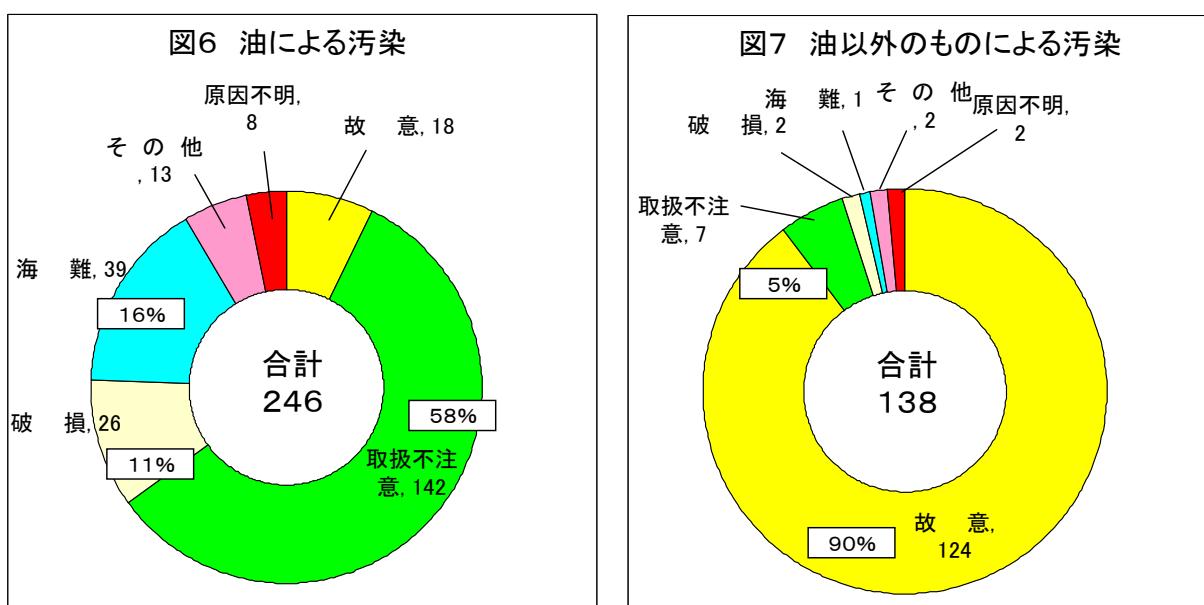
### 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (P14、資料3参照)

図4、5は、「船舶」、「陸上等」の排出源別の海洋汚染発生確認件数を表したものである（赤潮・青潮を除く）。毎年同様の傾向が見られるが、油による汚染のうち船舶から排出されるものが210件（前年166件）約68%と最も多く、油以外のものによる汚染のうち陸上からのものが、廃棄物の不法投棄が多数を占め85件（前年86件）約62%と最も多い。



### 4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (P15、資料4参照)

図6、7は、海洋汚染の原因となる「故意」、「取扱不注意」等の海洋汚染発生確認件数を表したものである。油による汚染の原因是、取扱不注意によるものが142件（前年97件）約58%と最も多く、次いで、海難によるものが39件（前年33件）約16%、破損によるものが26件（前年31件）約11%と続いている。油以外のものによる汚染の原因是、故意によるものが124件（前年99件）と約90%を占めている。



\* 排出源が判明したもののみを対象としている。

## 5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P16、資料5参照)

### ① 外国船舶による海洋汚染の発生確認件数

平成18年に海上保安庁が、我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数470件のうち、外国船舶によるものは56件（前年38件）であった。このうち油によるものが53件であり、これを海域別にみると、我が国領海内が46件（前年32件）、領海外（排他的経済水域又は公海）が7件（前年5件）となっている。国籍別では、パナマが17件で最も多く、次にロシア7件、アメリカ・カンボジア・ベリーズが3件と続いている。

原因別では、取扱不注意によるものが32件と全体の約56%を占めている。

また、船舶に起因する汚染は全体で255件（前年183件）であり、外国船舶の占める割合は約22%（前年約21%）であった。

### ② ボンド制度（担保金制度）適用件数

国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法を適用して取締りを実施しており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、ボンド制度（担保金制度）を適用している。

平成18年に、外国船舶による海上環境事犯にボンド制度を適用したのは23件（前年20件）であった。これを海域別にみると、我が国領海内が20件（前年15件）、排他的経済水域が3件（前年5件）となっている。また、国籍別では、パナマ8件、ロシア5件、ベリーズ3件、カンボジア2件、その他の国5件となっている。

### ③ 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用しており、平成18年には4件（前年2件）の旗国通報を行った。

図8 外国船舶による原因別海洋汚染発生確認件数

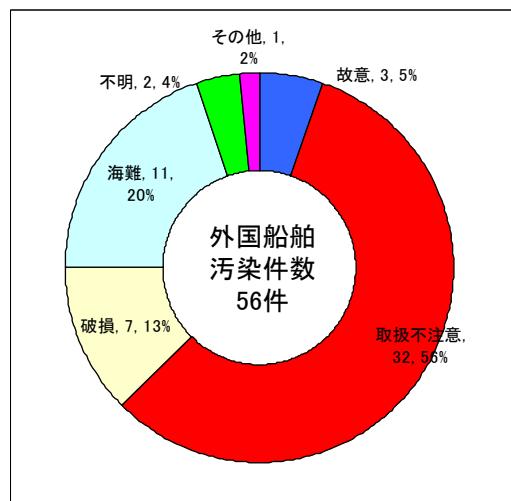
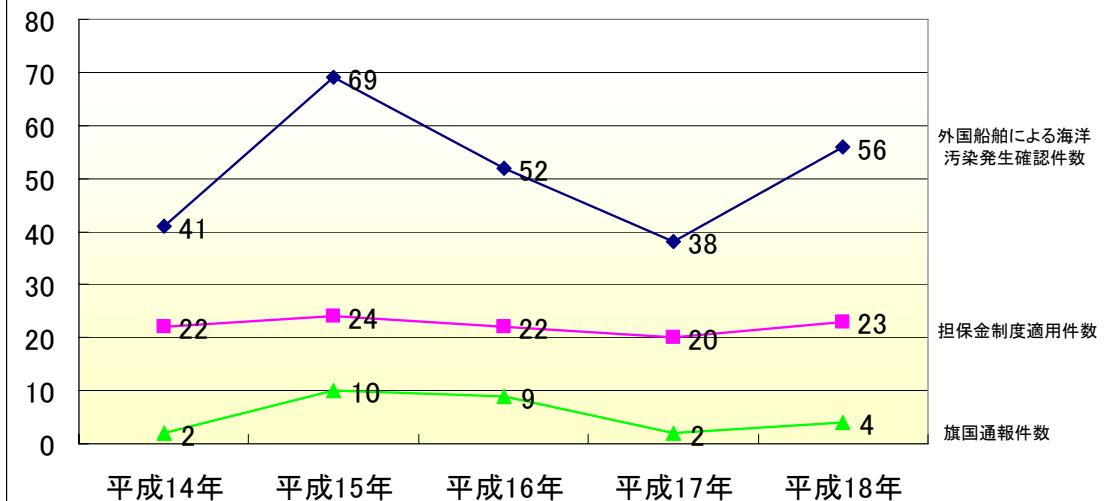


図9 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移



## **6 平成 18 年の海洋汚染発生確認状況の特徴**

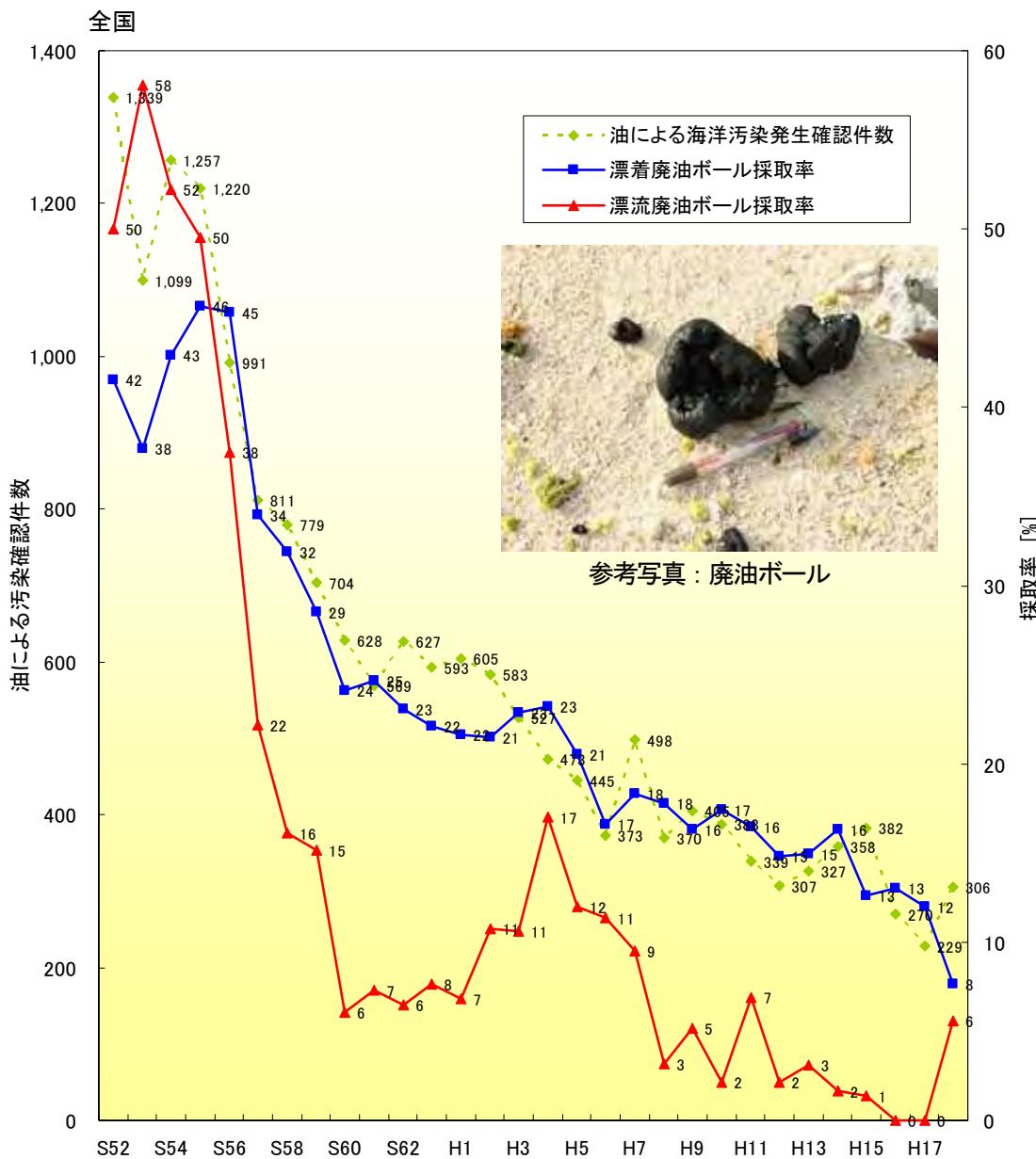
平成 18 年における海洋汚染の発生確認件数は、前年に比べ 110 件増加し、依然として海洋汚染は後を絶たない状況にあります。これは油による汚染が昨年比 1.3 倍に増加し、有害液体物質、廃棄物、赤潮において微増したことが主な原因と考えられます。その要因としては、海洋環境保全の意識高揚のための海事・漁業関係者に対する指導、一般市民等に対する啓発活動の結果、一般市民やボランティアからの海洋汚染に関する通報などが活発化したためと考えられます。

## II 廃油ボール調の漂流・漂着状況

海上保安庁では、国際的に統一された手法で、我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボール調査を定期的に実施している。

平成18年は、漂流・漂着廃油ボールは殆ど採取されなかった。図10は、昭和52年からの油による海洋汚染発生確認件数と漂流・漂着廃油ボールの採取率を表したものであり、油による海洋汚染の減少に合わせて、漂流・漂着廃油ボールの採取量も減少している事が分かる。

図10 油による海洋汚染発生確認件数と廃油ボール採取率



### \* 廃油ボール

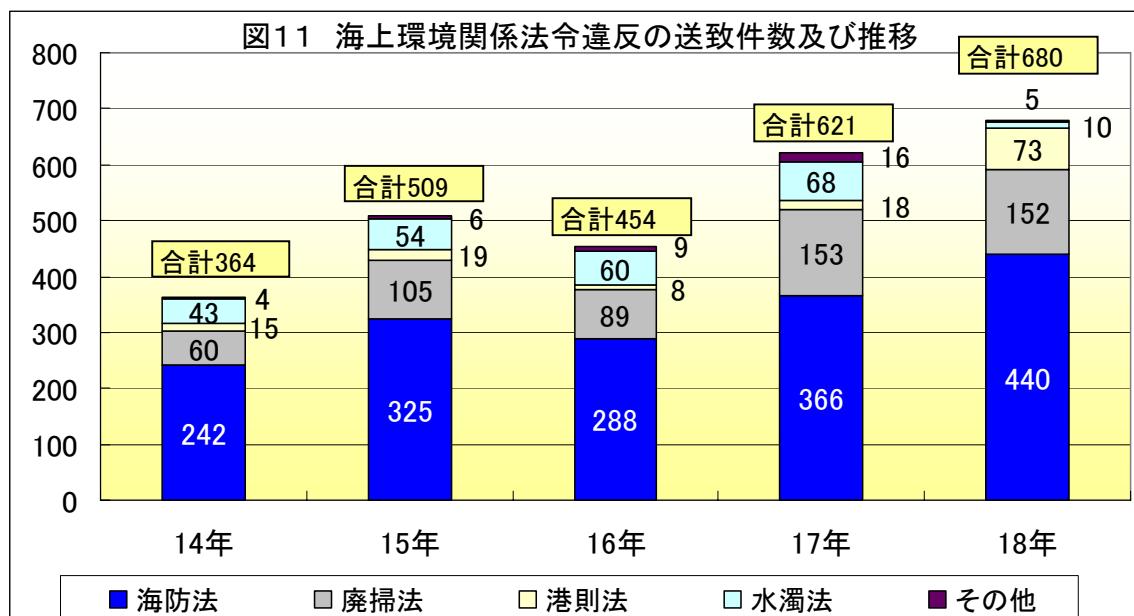
船からの不法排出、海難事故等により流れ出した油分が海上又は砂浜において変性し、凝固したもの。一般的に油が海に流出した場合、油膜は水面を覆い帶状に流れて行き、海面下に住む生物に必要な光や空気を遮断する。流出した油の一部は揮発又は分解するが、残りは海水が徐々に混ざり、ムース状になる。そして、長時間漂流するうちに、タール成分が徐々に硬化して固形状の油の塊である廃油ボールとなる。

### III 監視取締りの状況 (P16、資料6参照)

#### 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

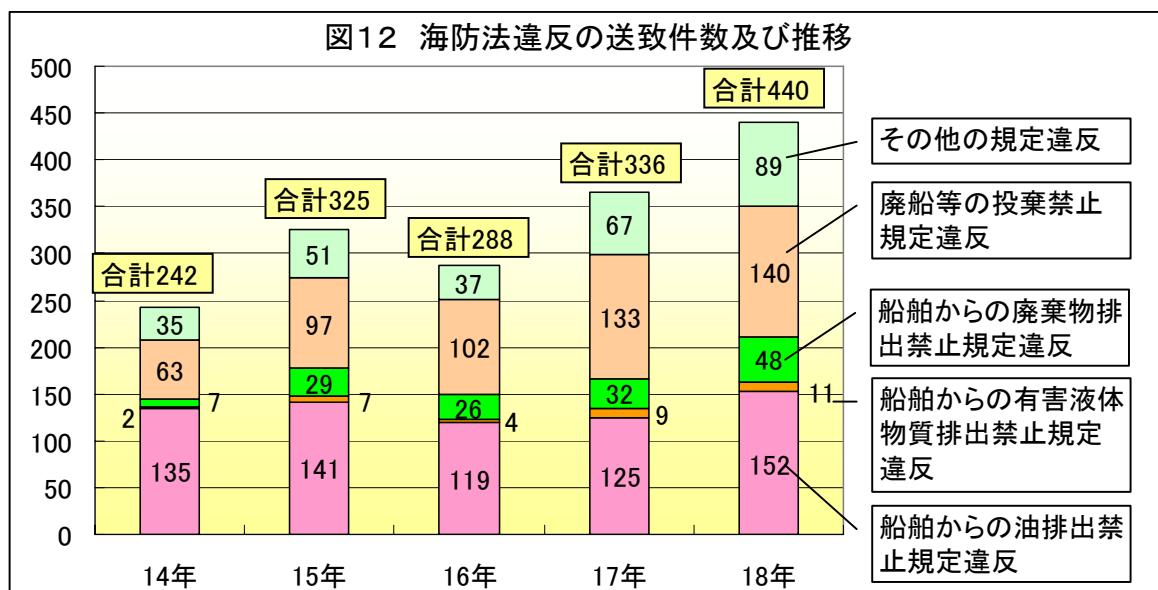
平成 18 年に送致した海上環境関係法令違反件数は、680 件で、前年（621 件）に比べ 59 件増加した（対前年比 約 110%）。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）違反が 440 件（約 64%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）違反が 152 件（約 22%）、「港則法」違反が 73 件（約 11%）、「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）違反が 10 件（約 1%）等となっている。



#### 2 海防法違反の送致件数及び推移

海防法違反の送致件数内訳を見ると、船舶からの油の不法排出が最も多く 152 件（約 22%）となっている。また、プレジャーボート等小型船舶の不法投棄等も依然として後を絶たず、船舶の不法投棄は 140 件（約 20%）となっている。

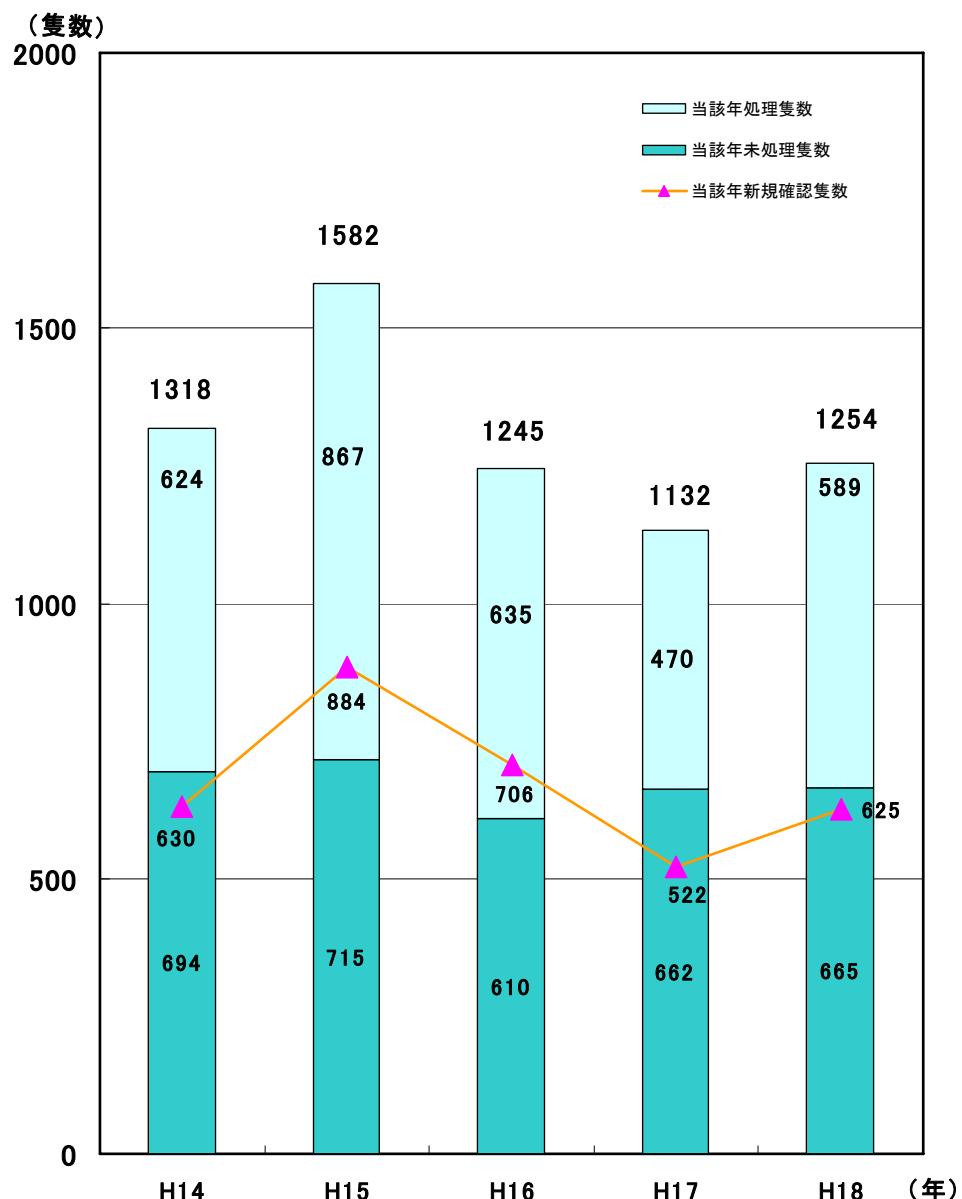


#### IV 投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成18年に確認している投棄船舶（廃船）は、1,254隻（うち平成18年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は625隻）で、このうち処理された船舶は、全体の約46%にあたる589隻（うち新規確認船舶516隻）、未処理の船舶は665隻（うち新規確認船舶109隻）となっている。また、新規確認船舶625隻は前年の522隻に比べ103件増加している（対前年比 約120%）。

一方、海上保安庁は、上記1,254隻のうち688隻（うち新規確認船舶268隻）に対して「廃船指導票」による指導を行い、このうち256隻（うち新規確認船舶218隻）が処理された。

図13 投棄船舶等の状況の推移



注1 投棄船舶とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶を言う。

注2 海難による放置船舶（乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されているもの。）は含まない。

## V 油等流出事故事例

### 1 東京湾口 フィリピン船籍貨物船「EASTERN CHALLENGER」衝突沈没事故

平成18年4月13日午前5時30分頃、千葉県館山市沖にて「EASTREN CHALLENGER (6,182GT、乗組員25名)」が、貨物船「津軽丸 (498GT)」と衝突、船体に破口を生じて浸水、漂流後に州崎北方約7kmで沈没した。沈没後、付近海域に湧出油と浮流油が拡がり、17日には館山市の海岸に油塊が漂着した。

海上保安庁では、巡視船艇、航空機、特殊救難隊、機動防除隊を出動させ、巡視船艇により乗組員全員を救助するとともに、浮流油状況調査、航走拡散等を実施した。

また、4月17～18日にかけて、海防法に基づき、第三管区海上保安本部長から千葉県、館山市等の関係自治体に対して防除措置を要請し、千葉県、館山市等では対策本部を設置し、漂着油調査、海岸清掃作業等を実施した。



### 2 鹿島沖 パナマ籍貨物船「GIANT STEP」乗揚げ事故

平成18年10月6日午後5時20分頃、茨城県鹿島港沖にて、荷役待ちのため錨泊中の「GIANT STEP (98,587GT、乗組員26名)」が低気圧接近に伴う荒天を避けるため、沖合へ移動する準備中、錨が揚がらず、更に機関のトラブルにより機関の使用が不可となり、風速約30m/sの強風に押し流され、砂地の浅瀬に乗り揚げた。その後、船体は3つに分断し、積荷の鉄鉱石約19万トンと燃料油の一部が流出した。



海上保安庁では、巡視船艇、航空機、特殊救難隊、機動防除隊を出動させたが、荒天のため現場海域へ接近出来ず、翌7日から乗組員の捜索救助、防除、状況調査等を実施した。

## VI 海洋環境保全のための海上保安庁の取組事例

海洋汚染の多くは人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚が必要不可欠です。

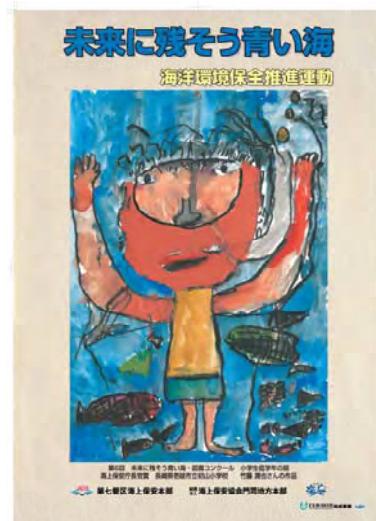
このため、海上保安庁では、将来を担う子供達を含む一般市民や海事・漁業関係者等を対象として、海洋環境保全教室や海洋環境保全講習会等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

ここでは、その取組事例の一部を紹介します。

### 1 未来に残そう青い海・图画コンクール

海上保安庁では、(財)海上保安協会と協力して、全国の小中学生を対象とした「未来に残そう青い海・图画コンクール」を実施しています。

第7回目となる平成18年度は、過去最多の32,478点の応募がありました。右のポスターは、平成17年度图画コンクールの海上保安庁長官賞受賞作品を活用した啓発用のポスターです。



### 2 海上保安協力校の指定

平成13年度に秋田海上保安部が、小学校の学習に併せて海の環境について学んでもらおうと、同市内の小学校2校を「海上保安協力校」に指定していましたが、平成18年度に第二管区海上保安本部が中心となり管区内全保安部において「海上保安協力校」を新たに9校（合計11校）を指定し、子供達がより積極的に海洋環境の学習に取り組むための体制を構築しました。

写真は岩手県宮古市立高浜小学校での「海上保安協力校指定書」授与式の様子です。



### 3 海洋環境保全のための電子紙芝居

海上保安官を養成する海上保安学校（京都府舞鶴市）において、在学中の学生が中心となり、子供達を対象とする啓発活動の海洋環境保全教室で使用するための電子紙芝居「うみまる・うーみんのパトロール」を作成しました。本紙芝居を同校でのイベントに併せて上演したほか、海上保安庁が全国各地で行う海洋環境保全教室において活用されました。



## VII まとめ

海洋汚染発生確認件数及び海上環境事犯の送致件数が昨年よりも増加しています。これは、海上保安庁が実施する様々な海洋環境保全指導・啓発活動の結果、一般市民等に海洋環境保全の意識が芽生え、通報活動に繋がったこと等に加え、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締り体制を強化した結果であると考えられます。

今後も海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、国民の海洋環境保全意識を高め、海洋汚染を未然に防止することを目的とした「指導・啓発活動」、海洋汚染の実態を把握しその情報を国民の皆様方に提供することを目的とした「海洋汚染発生状況調査」、海上環境関係法令違反を摘発し、原状回復を図る「監視取締り」、という3つの手法を組み合わせて、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体物質	赤潮	青潮	その他	合計	前年比
9年	件数	405	144	90	54	–	20	713	—
	割合	57%	20%	13%	8%	–	3%		
10年	件数	388	211	46	26	–	26	697	98%
	割合	56%	30%	7%	4%	–	4%		
11年	件数	339	181	20	26	–	23	589	85%
	割合	58%	31%	3%	4%	–	4%		
12年	件数	307	226	30	31	–	16	610	104%
	割合	50%	37%	5%	5%	–	3%		
13年	件数	327	103	8	37	4	7	486	80%
	割合	67%	21%	2%	8%	–	1%		
14年	件数	358	79	8	48	9	14	516	106%
	割合	69%	15%	2%	9%	–	3%		
15年	件数	382	124	7	43	4	11	571	111%
	割合	67%	22%	1%	8%	–	2%		
16年	件数	270	67	8	51	5	24	425	74%
	割合	64%	16%	2%	12%	–	6%		
17年	件数	229	94	3	18	3	13	360	85%
	割合	64%	26%	1%	5%	–	4%		
18年	件数	306	106	8	23	3	24	470	131%
	割合	65%	23%	2%	5%	–	5%		

資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移(過去5年分)

(単位:件)

年		海 域	北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	大瀬 戸 阪 湾 を 内 除 く 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域	合 計
	種 類												
14	油	32	29	68	21	16	63	14	45	42	28		358
	有害液体物質	0	0	0	0	2	1	4	1	0	0		8
	廃棄物	2	7	2	2	2	12	9	10	33	0		79
	その他	1	1	1	1	0	7	0	2	1	0		14
	小計	3	8	3	3	4	20	13	13	34	0		101
	赤潮	0	3	4	14	0	10	8	5	4	0		48
	青潮	0	0	8	0	0	0	1	0	0	0		9
15	計	35	40	83	38	20	93	36	63	80	28		516
	油	45	54	54	15	15	55	31	47	35	31		382
	有害液体物質	0	0	1	0	1	2	2	0	0	1		7
	廃棄物	17	3	24	1	3	20	9	16	31	0		124
	その他	2	0	1	1	0	2	1	2	2	0		11
	小計	19	3	26	2	4	24	12	18	33	1		142
	赤潮	0	2	18	3	1	5	7	1	6	0		43
16	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0		4
	計	64	59	102	20	20	84	50	66	74	32		571
	油	34	26	42	8	17	40	23	37	35	8		270
	有害液体物質	0	1	0	0	1	3	2	0	1	0		8
	廃棄物	15	3	2	2	5	13	10		11	0		61
	その他	0	0	16	1	2	2	1	0	1	1		24
	小計	15	4	18	3	8	18	13	0	13	1		93
17	赤潮	1	9	3	5	0	0	2	0	31	0		51
	青潮	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0		5
	計	50	39	68	16	25	58	38	37	79	9		419
	油	28	24	31	8	27	39	27	16	18	11		229
	有害液体物質	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0		3
	廃棄物	18	16	2	5	3	9	18	12	11	0		94
	その他	0	0	8	1	1	3	0	0	0	0		13
18	小計	18	16	10	6	5	13	18	12	12	0		110
	赤潮	1	1	1	3	1	2	4	1	4	0		18
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		3
	計	47	41	45	17	33	54	49	29	34	11		360
	油	34	32	66	11	17	41	30	35	28	12		306
	有害液体物質	0	0	1	1	2	3	0	0	0	1		8
	廃棄物	28	16	2	16	1	15	3	8	15	2		106
18	その他	0	1	5	7	0	3	3	3	2	0		24
	小計	28	17	8	24	3	21	6	11	17	3		138
	赤潮	1	1	0	0	0	3	9	1	8	0		23
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		3
	計	63	50	77	35	20	65	45	47	53	15		470

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の排出源別発生確認件数の推移  
(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	排出源	判明							不	合計		
			船舶					陸上	その他				
			貨物船	タンカー	漁船	その他	小計						
14	油		70	22	69	70	231	24	2	257	101		
	油以外	有害液体物質	0	8	0	0	8	0	0	8	0		
		廃棄物	0	0	13	4	17	47	1	65	14		
		その他	1	0	0	0	1	12	0	13	1		
		小計	1	8	13	4	26	59	1	86	15		
	計		71	30	82	74	257	83	3	343	116		
15	油		69	19	81	91	260	29	3	292	90		
	油以外	有害液体物質	1	4	0	0	5	2	0	7	0		
		廃棄物	1	0	9	3	13	91	16	120	4		
		その他	1	1	0	0	2	8	0	10	1		
		小計	3	5	9	3	20	101	16	137	5		
	計		72	24	90	94	280	130	19	429	95		
16	油		47	21	56	53	177	27	3	207	63		
	油以外	有害液体物質	1	6	0	0	7	1	0	8	0		
		廃棄物	2	0	2	5	9	46	10	65	2		
		その他	0	0	0	2	2	22	0	24	0		
		小計	3	6	2	7	18	69	10		2		
	計		50	27	58	60	195	96	13	304	65		
17	油		44	18	51	53	166	23	6	195	34		
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	3	0	3	0		
		廃棄物	1	0	5	10	16	71	7	94	0		
		その他	1	0	0	0	1	12	0	13	0		
		小計	2	0	5	10	17	86	7	110	0		
	計		46	18	56	63	183	109	13	305	34		
18	油		59	24	71	56	210	32	4	246	60		
	油以外	有害液体物質	1	5	0	0	6	2	0	8	0		
		廃棄物	3	1	26	1	31	70	5	106	0		
		その他	0	6	1	1	8	13	3	24	0		
		小計	4	12	27	2	45	85	8	138	0		
	計		63	36	98	58	255	117	12	384	60		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料4 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の原因別発生確認件数の推移  
(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	原因		破損	海難	その他	原因不明	合計
		故意	取扱不注意					
14	油	35	99	29	86	7	1	257
	有害液体物質	3	2	1	1	1	0	8
	廃棄物	61	2	1	1	0	0	65
	その他	11	0	0	1	1	0	13
	小計	75	4	2	3	2	0	86
15	計	110	103	31	89	9	1	343
	油	38	107	30	95	10	12	292
	有害液体物質	1	4	2	0	0	0	7
	廃棄物	115	1	2	0	1	1	120
	その他	8	0	0	2	0	0	10
16	小計	124	5	4	2	1	1	137
	計	162	112	34	97	11	13	429
	油	17	99	24	43	12	12	207
	有害液体物質	3	2	2	1	0	0	8
	廃棄物	65	0	0	0	0	0	65
17	その他	9	13	1	0	1	0	24
	小計	77	15	3	1	1	0	97
	計	94	114	27	44	13	12	304
	油	16	97	31	33	13	5	195
	有害液体物質	0	1	2	0	0	0	3
18	廃棄物	91	2	0	0	1	0	94
	その他	8	4	1	0	0	0	13
	小計	99	7	3	0	1	0	110
	計	115	104	34	33	14	5	305
	油	18	142	26	39	13	8	246
18	有害液体物質	2	3	2	1	0	0	8
	廃棄物	105	0	0	0	1	0	106
	その他	17	4	0	0	1	2	24
	小計	124	7	2	1	2	2	138
	計	142	149	28	40	15	10	384

(注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。  
2. 油以外欄の「その他」とは、工場排水等である。

## 資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分）

			単位(件)					
			14年	15年	16年	17年	18年	
海 洋 汚 染 確 認 件 の 数	油によ る汚染	日本 の 領 海 内	34	54	39	32	46	
		日本 の 領 海 外	4	12	12	5	7	
		小 計	38	66	51	37	53	
	油以外のものによる汚染	3	3	1	1	3		
		合 計	41	69	52	38	56	
		(船舶起因の汚染に占める割合)	(16%)	(24%)	(27%)	(21%)	(22%)	
担 保 金 制 度 適 用 件 数			22	24	22	20	23	
旗 国 通 報 件 数			2	10	9	2	4	

## 資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分）

区分 令 名	違 反 事 項	単位(件)				
		14年	15年	16年	17年	18年
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	135	141	119	125	152
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	2	7	4	9	11
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	7	29	26	32	48
	廃船等の投棄禁止規定違反	63	97	102	133	140
	その他の規定違反	35	51	37	67	89
	小 計	242	325	288	366	440
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等	60	105	76	129	139
	廃棄物の焼却禁止規定違反 (注)			6	13	24
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	15	19	8	18	10
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	43	54	60	68	73
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等	4	6	9	16	5
合 計			364	515	454	621
680						

(注) 平成14年以前の廃棄物の焼却禁止規定違反は、廃棄物の投棄禁止規定違反等に含む。